

# 令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導 【就労支援事業会計処理基準編】

日中活動系

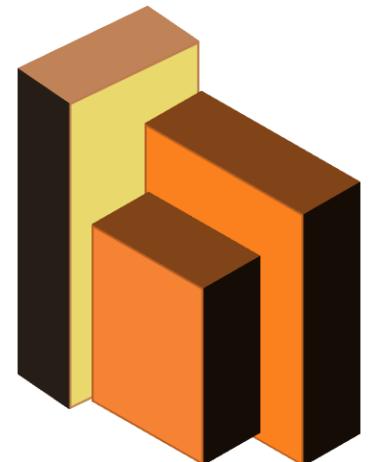
生活介護[任意適用]

訓練・就労系

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

令和7年11月

明石市福祉局福祉政策室福祉施設支援課



# 目次

「就労支援の事業の会計処理の基準」について

作成義務がある書類

「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

経営改善計画書  
【就労継続支援A型】

1 趣旨	p2	4 福祉事業活動と生産活動	p5
2 対象範囲	p3	5 製造原価と販管費	p9
3 就労支援事業会計処理基準の考え方	p4	6 賃金・工賃に関する指定基準等	p10
1 「就労支援の事業の会計処理の基準」にある様式一覧	p15	3 場合により作成する必要がある書類	p17
2 各様式の関係図	p16	4 積立金について	p18
(別紙1) 就労支援事業事業活動計算書	p22	(表6) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)	p30
(別紙2) 就労支援事業事業活動内訳表	p23	(表7) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)	p31
(表1) 就労支援事業別事業活動明細書	p24	(表8) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)	p32
(表2) 就労支援事業製造原価明細書	p25	(別紙3) その他の積立金明細表	p34
(表3) 就労支援事業販管費明細書	p26	(別紙4) その他の積立資産明細表	p34
(表4) 就労支援事業明細書	p27		
(表5) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)	p29		
【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】(別紙様式2-1) 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等(別紙様式2-2)			
			p35
			p36

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 1 趣旨

- 就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型（以下「就労支援」という。）の事業における会計については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）において、指定事業所又は指定障害者支援施設（以下「指定事業所等」という。）ごとに経理を区分するとともに、就労支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている。
- 社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、社会福祉法人会計基準の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）の定めるところによる。
- 就労支援事業会計処理基準の定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従う。

## ！準拠すべき会計基準

	社会福祉法人	社会福祉法人以外の法人	
就労支援の事業	社会福祉法人会計基準	<b>就労支援事業会計処理基準</b> 及び 法人の種別毎に定められた会計基準	企業会計原則、 公益法人会計基準等
その他の事業	社会福祉法人会計基準	法人の種別毎に定められた会計基準	

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 2 対象範囲

- 就労支援事業会計処理の対象とする事業の範囲は、就労移行支援、就労継続支援 A型及び就労継続支援 B型のうち、社会福祉法人以外の法人が行う事業。
- 多機能型事業所又は昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）においては、就労移行支援、就労継続支援 A型及び就労継続支援 B型の事業。
- 生活介護において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業会計処理基準により経理することができる。（多機能型事業所等においても同様の取扱い。）

### 就労支援事業会計の対象事業

強制適用

就労継続支援 A型

就労継続支援 B型

就労移行支援

任意適用

生活介護  
(生産活動を実施する場合)

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 3 就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方

- 就労支援の事業（以下「就労支援事業」という。）を行う指定事業所等（以下「指定就労支援事業所等」という。）は、製品製造等の就労支援事業活動により得た就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適切な利用者工賃の算出をするため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握が必要となる。
- 就労支援事業の運営主体が緩和され、社会福祉法人以外の法人におけるサービス提供が可能となつたため、就労支援事業を実施する社会福祉法人以外の全ての法人が適用する会計処理の取扱いを明示するため、原価管理の重要性を勘案し、就労支援事業会計処理基準が取りまとめられた。
- 社会福祉法人は社会福祉法人会計基準の定めるところにより、会計処理を行うこととされている。



# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 4 福祉事業活動と生産活動

### (1) 会計の区分

#### 【就労継続支援 A型】（会計の区分）

指定基準第197条 [第41条準用]

指定就労継続支援 A型事業者は、指定就労継続 A型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援 A型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

※生活介護（第93条）、就労移行支援（第184条）、就労継続支援 B型（第202条）も同様に準用

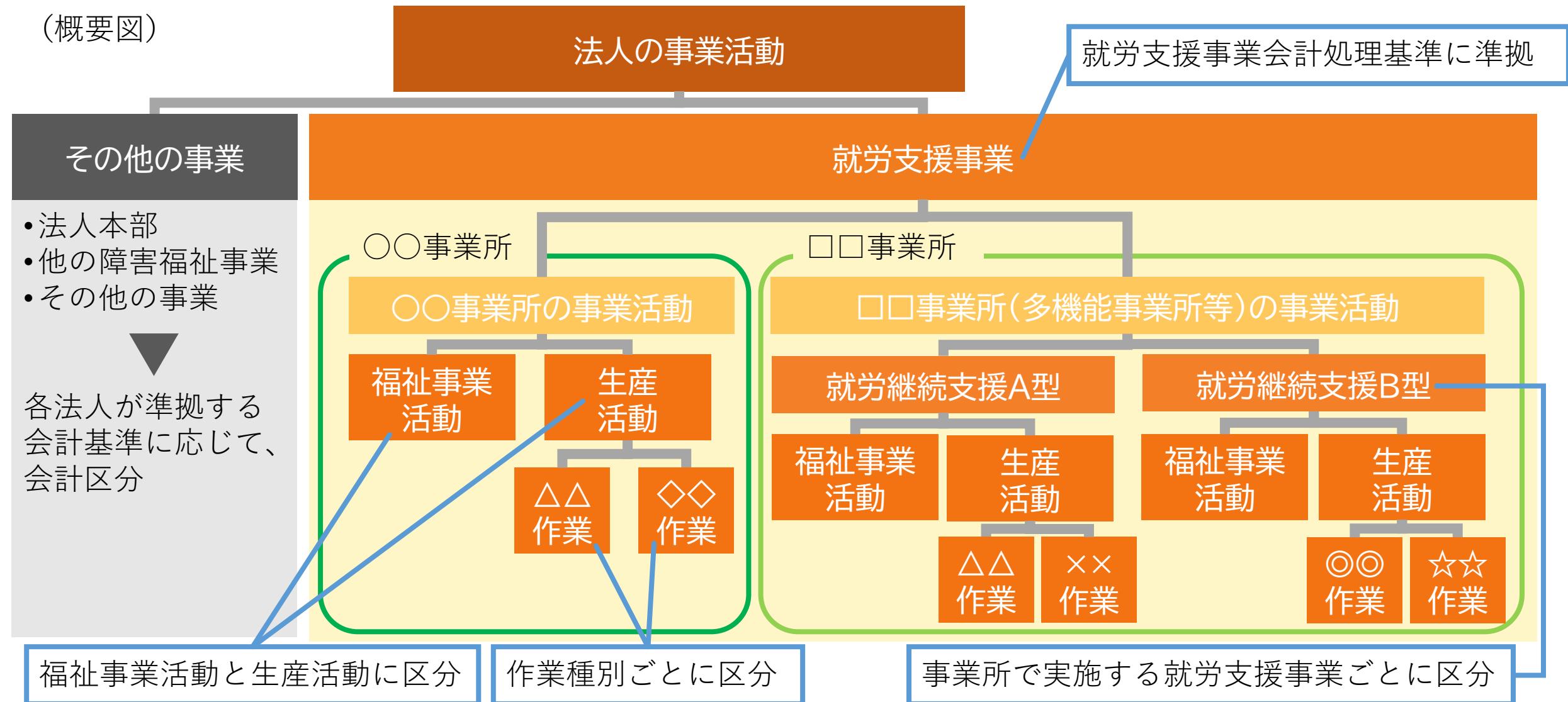
- 会計の区分については、指定事業所ごとに経理を区分し、就労支援事業の会計をその他の事業の会計と区分する。
- さらに、就労支援事業会計では、適切な原価管理を行うため、生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計とを明確に区分する必要がある。
- また、同一事業所において複数の生産活動を行う場合には、原則として作業種別ごとに会計を区分することも求められる。
- 多機能型事業所の場合は1つの指定事業所になるが、実施する就労支援事業ごとに会計区分を設けなければならない。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 4 福祉事業活動と生産活動

### (1) 会計の区分

(概要図)



福祉事業活動と生産活動に区分

作業種別ごとに区分

事業所で実施する就労支援事業ごとに区分

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 4 福祉事業活動と生産活動

### (2) 収益と費用の区分

福祉事業活動から生じた収益と費用、生産活動から生じた収益と費用の会計をそれぞれ区分する。

区分	福祉事業活動	生産活動
収益	<p>福祉事業活動から生じた収入（福祉事業活動収入）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民健康保険団体連合会からの自立支援給付費</li><li>・ 利用者からの本人負担金</li><li>・ 日用品等の実費負担金</li><li>・ 寄附金</li><li>・ その他（自動販売機収入等の雑収益）</li></ul> <p>※ 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等は、福祉事業活動収入に区分するのが通例</p>	<p>生産活動から生じた収入（生産活動収入）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造した物品の販売収入</li><li>・ 仕入れた商品の販売収入</li><li>・ 下請け作業による加工賃収入</li><li>・ 受託作業による収入 等</li></ul>
費用	<p>福祉事業活動収入を得るために必要となる経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の支援に必要な費用</li><li>・ 事業の運営事務に必要な費用</li></ul>	<p>生産活動収入を得るために必要となる経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産活動に直接必要な費用</li></ul>

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 4 福祉事業活動と生産活動

### (2) 収益と費用の区分

人件費や指定事業所の家賃など、福祉事業活動と生産活動の両方に係る費用（共通経費）をそれぞれ区分する。

費用	福祉事業活動	生産活動
人件費 (労務費)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 生産活動に従事しない職員</li><li>◆ 指定基準に定める人員配置基準内の職員</li><li>◆ 報酬・加算で評価される職員</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 指定基準に定める人員配置基準を超えて配置し専ら生産活動に従事する職員</li></ul>
その他の費用 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 指定事業所（訓練・作業室を含む）の家賃、共益費等</li><li>◇ 指定事業所（建物）に係る減価償却費等</li><li>◇ 利用者の支援や事務運営に必要な器具及び備品等に係る減価償却費</li><li>◇ 生産活動を行うことにより増加する部分以外の水道光熱費</li><li>◇ 利用者の健康診断費用等</li><li>◇ 福祉事業活動に区分される職員の健康診断費用等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◇ 商品・製品保管専用の倉庫の賃借料等、専ら生産活動に要する費用</li><li>◇ 商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却費等、専ら生産活動に要する費用</li><li>◇ 生産活動に要する器具及び備品等に係る減価償却費</li><li>◇ 生産活動を行うことにより増加する部分の水道光熱費</li><li>◇ 生産活動に区分される職員の健康診断費用等</li></ul>

※ 共通経費の案分処理については、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」P27を参照

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 5 製造原価と販管費

就労支援事業の生産活動には、就労支援事業所等で製造した物品を販売する場合と、当該就労支援事業所等以外で製造された商品を仕入れて販売する場合がある。

### 原則

製造業務にかかる経費は「製造原価」に、販売業務にかかる経費は「販管費（販売費及び一般管理費）」に計上するため、製造業務の有無によって、生産活動に係る経費の計上方法が異なる。

#### 製造した物品を販売する場合



製造業務と販売業務とを明確に区分して、それぞれの業務に係る経費に区分して計上

例) 製造業務に携わる利用者の賃金・工賃は製造原価に、販売業務に携わる利用者の賃金・工賃は販管費に区分（共通経費がある場合は、按分処理）

#### 製造された商品を仕入れて販売する場合 (製造業務がない場合)



製造業務がないため、利用者の賃金・工賃も含めて、全て販売業務に係る経費として販管費のみに計上

例) 販売業務に携わる利用者の賃金・工賃、

清掃などの受託作業に携わる利用者の賃金・工賃

### 例外

各指定事業所ごと（多機能型事業所は各就労支援事業ごと）の生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「製造原価」「販管費」の区分は不要。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 6 賃金・工賃に関する指定基準等

「適正な利用者賃金・工賃を算出する」ことは、各サービスの指定基準及び解釈通知で定められている。

【生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型】

生産活動に係る事業の収入

生産活動に係る事業に必要な経費

利用者に支払う工賃

【生活介護】

第85条（工賃の支払）

指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

【就労移行支援】

第184条 [第85条準用]（工賃の支払）

指定就労移行支援事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 5 賃金・工賃に関する指定基準等

### 【就労継続支援B型】

#### 第201条（工賃の支払等）

- I. 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- II. 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。
- III. 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- IV. 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

! 当年度の工賃の目標水準と前年度に利用者に支払われた工賃の平均額は、工賃の支給明細に明示する、別途様式に記載して交付するなどして、利用者に通知してください。

! 工賃支給規程【生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型】

工賃の算定根拠や支払方法などを定めた工賃支給規程を策定しておくこと。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 6 賃金・工賃に関する指定基準等

【就労継続支援 A型】

生産活動に係る事業の収入

生産活動に係る事業に必要な経費



利用者に支払う賃金の総額

### 第192条（賃金及び工賃）

- I. 指定就労継続支援 A型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
- II. 指定就労継続支援 A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- III. 指定就労継続支援 A型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- IV. 指定就労継続支援 A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- V. 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。
- VI. 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

! 「雇用契約を締結していない利用者」がいる場合は、工賃支給規程を策定しておくこと。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 6 賃金・工賃に関する指定基準等

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について  
(平成19年4月2日障障発第0402001号)

### (イ) 経営改善計画書の作成等について (計画書の作成)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）第11の3の（4）に係る取扱いについては、実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、指定基準第192条第2項を満たさない場合（※）、別紙様式2-1及び別紙様式2-2を参考にして経営改善計画書等を提出させるとともに、必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則1年間の経営改善のための猶予期間とする。

（以下略）

- ！ 就労継続支援A型事業所が、基準第192条第2項を満たしているかを確認するため、経営状況調査を毎年実施。
- ！ 新規指定後6ヶ月以上経過、かつ当該会計期間で

生産活動に係る事業の収入

生産活動に係る事業に必要な経費

利用者に支払う賃金の総額

となっている事業所は、指定された期日までに経営改善計画書を提出する必要がある。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」について

## 6 賃金・工賃に関する指定基準等

厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について

(令和3年3月30日障発第0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

### (6) 経営改善計画

就労継続支援A型事業所等は、指定障害福祉サービス基準第192条の2第2項及び指定障害者支援施設基準附則第8条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされており、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該基準を満たしていない場合、経営改善計画を提出させることとされている。

就労継続支援A型事業所等が都道府県等から経営改善計画の提出を求められた際に、指定された期日までに提出されていない場合には、-50点のスコアを算定する。（以下略）



# 作成義務がある書類

## 1 「就労支援の事業の会計処理の基準」にある様式一覧

書類の名称	書類の概要	対象法人
就労支援事業事業活動計算書 (別紙1)	就労支援事業全体の計算書	全ての法人が作成
就労支援事業事業活動内訳表 (別紙2)	指定事業所ごとの損益の内訳表	複数の指定事業所を運営する法人のみ作成
就労支援事業別事業活動明細書 (表1) [多機能型事業所は(表5)]	1つの指定事業所の生産活動に係る計算書	全ての法人が指定事業所ごとに作成
就労支援事業製造原価明細書 (表2) [多機能型事業所は(表6)]	1つの指定事業所の生産活動に係る <u>製造業務</u> での費用の明細書	全ての法人が 「(表2)+(表3)」 又は 「(表4)」※ のいずれかを指定事業所ごとに作成
就労支援事業販管費明細書 (表3) [多機能型事業所は(表7)]	1つの指定事業所の生産活動に係る <u>販売業務</u> での費用の明細書	
就労支援事業明細書 (表4) [多機能型事業所は(表8)]	1つの指定事業所の生産活動に係る費用の明細書	
その他の積立金明細表 (別紙3)	積立金の増加及び減少状況を示す明細表	積立金を計上している全ての法人が作成
その他の積立資産明細表 (別紙4)	積立金に対応する積立資産の増加及び減少状況を示す明細表	積立資産を計上している全ての法人が作成

※年間売上高5,000万円以下で、理由があり製造業務と販売業務に係る費用を分けることが困難な場合

# 作成義務がある書類

## 2 各書類の関係図



○○事業所

就労支援事業別事業活動明細書  
(表1)

就労支援事業  
製造原価明細書  
(表2)

就労支援事業  
販管費明細書  
(表3)

生産活動に係る  
製造業務での費用の明細書

生産活動に係る  
販売業務での費用の明細書

就労支援事業事業活動計算書（別紙1）

就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）

法人での  
就労支援事業全体の事業活動がわかる計算書

事業所ごとの損益の内訳をまとめた表  
(複数の事業所を有する場合に作成)

□□事業所

□□事業所

就労支援事業別事業活動明細書  
(表1)

就労支援事業明細書  
(表4)

1つの事業所の生産活動がわかる計算書

年間売上高5,000万円以下で、  
多種少額の生産活動を行う等  
の理由から製造業務と販売業  
務に係る費用を分けることが  
困難な場合は、  
**(表2) と (表3) に替えて  
作成**

! 生産活動に係る年間売上高が5,000万円を超える場合は、(表2) と (表3) を必ず作成

# 作成義務がある書類

## 3 場合により作成する必要がある書類

生産活動により余剰金が生じる場合、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、原則余剰金は発生しない。

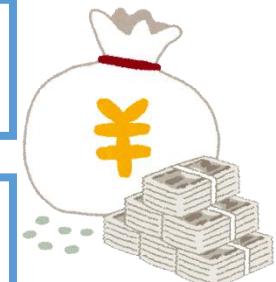
ただし、一定の条件の下で積立金を計上することが認められており、その年度に積み立てた額までは、余剰金が生じてもよいとされている。

その他の積立金明細表（別紙3）

積立金の増加及び減少状況を示す明細表

その他の積立資産明細表（別紙4）

積立金に対応する積立資産の増加及び減少状況を示す明細表



一方、損失（赤字）が発生した場合、就労継続支援A型は、経営改善計画書の提出が必要となる。

【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】（別紙様式2-1）

経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式2-2）



※ 【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】（別紙様式2-1）と経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式2-2）は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）」に規定

# 作成義務がある書類

## 4 積立金について

### (1) 積立金の積立

- 就労支援事業については、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬものとしていることから、原則として剩余金は発生せず、就労支援事業事業活動計算書（別紙1）における「就労支援事業活動増減差額」は生じないものであるが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業事業活動計算書（別紙1）の当期末繰越活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。
- また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。この場合、積立金及びそれに対応する積立資産の増加及び減少状況を示す明細表として、その他の積立金明細表（別紙3）及びその他の積立資産明細表（別紙4）を作成することとする。
- なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。

別紙1

就労支援事業事業活動計算書  
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日  
(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	当年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部 収益	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経営費寄附金収益 その他の収益 サービス活動収益計(1)			
サービス活動増減の部 費用	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担額減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用 サービス活動費用計(2)	△XXXX	△XXXX	
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)			
サービス活動外増減の部 収益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他サービス活動外収益 サービス活動外収益計(4)			
サービス活動外増減の部 費用	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用 サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5) 経常増減差額(7) = (3) + (6)			
特別増減の部 収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益 特別収益計(8)			
特別増減の部 費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等） 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失 特別費用計(9)	△XXXX	△XXXX	
	特別増減差額(10) = (8) - (9) 当期活動増減差額(11) = (7) + (10)			
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12) 当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12) 基本金取崩額(14) その他の積立金取崩額(15) その他の積立金積立額(16) 次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)			

# 作成義務がある書類

## 4 積立金について

### (2) 工賃変動積立金と設備等整備積立金

	工賃変動積立金	設備等整備積立金
目的	毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備える	就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため
各事業年度における積立額	過去3年間の平均工賃の10%以内	就労支援事業収入の10%以内
積立金の上限額	過去3年間の平均工賃の50%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内
留意点	保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く）	施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金に留意
取崩し	保障すべき一定の工賃水準を下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給する	設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩す

！ 積立金の積立て時も取崩し時も理事会の議決に基づいて行う。

# 作成義務がある書類

## 4 積立金について

### (3) 積立金の流用及び繰替使用※

- ・ 積立金は、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件のもとに認められたものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。
- ・ しかしながら、今後、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、先述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用できるものとする。
- ・ ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障をきたさないように留意すること。

※繰替使用：ある会計年度の資金が不足した場合に、特定の積立金等から一時的に資金を借り入れて使用すること

# 作成義務がある書類

## 5 事業活動と作成書類

法人の事業活動【法人の種別毎に定められた会計書類】

その他の事業	就労支援事業【(別紙1) [複数事業所がある場合は(別紙2)も]】			
	○○事業所の事業活動			
福祉事業活動		生産活動<例：弁当の製造販売>【(表1) [多機能事業所等は(表5)]】		
収益	費用	収益		費用
		製造した物品の販売収入 例：弁当の売上	就労支援事業製造原価 【(表2) [多機能事業所等は(表6)]】 例：弁当の製造に必要な経費（製造利用者の賃金・工賃、原材料費、外注費、光熱水費、各種経費など）	
			就労支援事業販管費 【(表3) [多機能事業所等は(表7)]】 例：弁当の販売に必要な経費（販売利用者の賃金・工賃、消耗品費など）	
			工賃変動積立金、設備等整備積立金 【(別紙3) ※対応する積立資産の明細(別紙4)も作成】	

各様式等は、明石市WEBサイトの「就労支援事業の会計処理について」に掲載

URL : [https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fukushianzen/syougai\\_syuroukaikei.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fukushianzen/syougai_syuroukaikei.html)

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

## (別紙1) 就労支援事業事業活動計算書 ※参考様式であるため、各法人が準拠する会計基準の様式で可

就労支援事業事業活動計算書 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日			
(単位:円)			
勘定科目	当年度決算(A)	当年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部 収益	就労支援事業収益		
	障害福祉サービス等事業収益		
	経営経費寄附金収益		
	その他の収益		
	サービス活動収益計(1)		
	人件費		
	事業費		
	事務費		
	就労支援事業費用		
	利用者負担軽減額		
サービス活動外増減の部 収益	減価償却費		
	国庫補助金等特別積立金取崩額		
	徴収不能額		
	徴収不能引当金繰入		
	その他の費用		
	サービス活動費用計(2)		
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)		
	借入金利息補助金収益		
	受取利息配当金収益		
	有価証券評価益		
特別増減の部 収益	有価証券売却益		
	投資有価証券評価益		
	投資有価証券売却益		
	その他サービス活動外収益		
	サービス活動外収益計(4)		
	支払利息		
	有価証券評価損		
	有価証券売却損		
	投資有価証券評価損		
	投資有価証券売却損		
特別増減の部 費用	その他のサービス活動外費用		
	サービス活動外費用計(5)		
	サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)		
	経常増減差額(7) = (3) + (6)		
	施設整備等補助金収益		
	施設整備等寄附金収益		
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
	固定資産受贈額		
	固定資産売却益		
	その他の特別収益		
特別収益計(8)			
特別増減の部 費用	基金組入額		
	資産評価損		
	固定資産売却損・処分損		
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		
	国庫補助金等特別積立金積立額		
	災害損失		
	その他の特別損失		
	特別費用計(9)		
	特別増減差額(10) = (8) - (9)		
当期活動増減差額(11) = (7) + (10)			
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)		
	基本金取崩額(14)		
	その他の積立金取崩額(15)		
	その他の積立金積立額(16)		
	次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)		

別紙1

就労支援事業事業活動計算書  
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	当年度決算(A)	当年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部 収益	就労支援事業収益		
	障害福祉サービス等事業収益		
	経営経費寄附金収益		
	その他の収益		
	サービス活動収益計(1)		
	人件費		
	事業費		
	事務費		
	就労支援事業費用		
	利用者負担軽減額		
サービス活動外増減の部 費用	減価償却費		
	国庫補助金等特別積立金取崩額		
	徴収不能額		
	徴収不能引当金繰入		
	その他の費用		
	サービス活動費用計(2)		
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)		
	△××	△××	
	△××	△××	

生産活動に係る会計を明確に区分

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

## (別紙2) 就労支援事業事業活動内訳表

就労支援事業事業活動内訳表 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日							別紙2
	A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計	(単位:円)
サービス活動増減の部 収益	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経営経費寄附金収益 その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	△XXXX	△XXXX	△XXXX	△XXXX	△XXXX	
	サービス活動費用計(2)						
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)						
	借入金利息補助金収益 受取利息引当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)						
	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用						
	サービス活動外費用計(5)						
	サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)						
サービス活動増減の部 収益	経常増減差額(7) = (3) + (6)						
	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業外繰越金収益 事業所間繰入金収益 事業外固定資産移管収益 事業所間固定資産移管費用 その他の特別収益						
	特別収益計(8)						
	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 災害損失 事業外繰越金費用 事業所間繰入金費用 事業外固定資産移管費用 事業所間固定資産移管費用 その他の特別損失	△XXXX	△XXXX	△XXXX	△XXXX	△XXXX	
	特別費用計(9)						
	特別増減差額(10) = (8) - (9)						
	当期活動増減差額(11) = (7) + (10)						
	前期繰越活動増減差額(12)						
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)						
	基本金取崩額(14)						
繰越活動増減差額の部	その他の積立金取崩額(15)						
	その他の積立金積立額(16)						
	次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)						

※別紙2は、複数の事業所を運営する場合に作成

別紙2

就労支援事業事業活動内訳表 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日							別紙2
	A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計	(単位:円)
サービス活動増減の部 収益	就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 経営経費寄附金収益 その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	△XXXX	△XXXX	△XXXX	△XXXX	△XXXX	
	サービス活動費用計(2)						
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)						
	借入金利息補助金収益 受取利息引当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)						
	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用						
	サービス活動外費用計(5)						
	サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)						
サービス活動増減の部 収益	経常増減差額(7) = (3) + (6)						
	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業外繰越金収益 事業所間繰入金収益 事業外固定資産移管収益 事業所間固定資産移管費用 その他の特別収益						
	特別収益計(8)						
	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用						
	サービス活動外費用計(9)						
	サービス活動外増減差額(10) = (8) - (9)						
	当期活動増減差額(11) = (7) + (10)						
	前期繰越活動増減差額(12)						
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)						
	基本金取崩額(14)						
繰越活動増減差額の部	その他の積立金取崩額(15)						
	その他の積立金積立額(16)						
	次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)						

A～C事業所のそれぞれで、各明細書（表1、表2、表3）又は（表1、表4）を作成  
〔多機能事業所等は（表5、表6、表7）又は（表5、表8）〕

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		合計	○○作業	△△作業
収益	就労支援事業収益			
	就労支援事業活動収益計			
費用	就労支援事業販売原価			
	期首製品（商品）棚卸高			
	当期就労支援事業製造原価			
	当期就労支援事業仕入高			
	合計			
	期末製品（商品）棚卸高			
	差引			
	就労支援事業販管費			
	就労支援事業活動費用計			
	就労支援事業活動増減差額			

(表2) の「当期就労支援事業製造原価」

(表3) の「就労支援事業販管費合計」

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高 計			
3. 期末材料棚卸高 当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費 当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運送機器費			
10. 会議費			
11. 損害保険料			
12. 貸借料			
13. 図書・教育費			
14. 租税公課			
15. 減価償却費			
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）			
7. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高 合 計			
期末仕掛け品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

製造部門の利用者の人件費（賃金・工賃）を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上  
例：農業を行う事業所で繁忙期に追加で雇用される指導員  
！ 指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

(表1) の「当期就労支援事業製造原価」

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表3) 就労支援事業販管費明細書

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	○○作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
20. 図書・教育費			
21. 租税公課			
22. 減価償却費			
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）			
24. 徴収不能引当金繰入額			
25. 徴収不能額			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

販売部門の利用者の人件費（賃金・工賃）を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上  
例：飲食店を営む事業所での接客を中心とした指導員（店員）など  
！ 指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

(表1) の「就労支援事業販管費」

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表4) 就労支援事業明細書

(表4) 就労支援事業明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 貸借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫負担金等特別積立金取崩額（控除項目）			
18. 徴収不能引当金繰入額			
19. 徴収不能額			
20. 雜費			
当期就労支援事業費			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛け品棚卸高			
就労支援事業費			

利用者の人件費（賃金・工賃）を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上  
例：農業を行う事業所で繁忙期に追加で雇用される指導員や、飲食店を営む事業所での接客を中心とした指導員（店員）など  
！ 指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

- 生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う理由により、製造業務と販売業務にかかる費用を区分することが困難な場合は、（表2）と（表3）に替えて、（表4）を作成すれば足りる。  
！ （表4）就労支援事業明細書の勘定科目については、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」をご確認ください。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表4) 就労支援事業明細書

(表4) 就労支援事業明細書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合 計	○○作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 貸借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫負担金等特別積立金取崩額（控除項目）			
18. 微収不能引当金繰入額			
19. 微収不能額			
20. 雜費			
当期就労支援事業費			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛け品棚卸高			
就労支援事業費			

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	合計	○○作業	△△作業
収益	就労支援事業収益		
	就労支援事業活動収益計		
費用	就労支援事業販売原価		
	期首製品（商品）棚卸高		
	<b>就労支援事業費</b>		
	当期就労支援事業仕入高		
	合計		
	期末製品（商品）棚卸高		
	差引		
	就労支援事業活動費用計		
	就労支援事業活動増減差額		

(表1) の「就労支援事業費」  
 なお、(表1) では「当期就労支援事業製造  
 原価」を「就労支援事業費」と読み替え、  
 「就労支援事業販管費」を削除して作成

## 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表 5) 就勞支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

(表5) 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

(表6) の「当期就労支援事業製造原価」

(表7) の「就労支援事業販管費合計」

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表6) 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）

(表6) 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）

自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日

勘定科目	合計	A 事業所									
		就労移行支援		就労継続支援		就労継続支援B型		就労継続支援A型		就労継続支援B型	
		小計	○○作業	△△作業	小計	○○作業	△△作業	小計	○○作業	△△作業	小計
I 材料費											
1. 期首材料棚卸高											
2. 当期材料仕入高											
計											
3. 期末材料棚卸高											
当期材料費											
II 労務費											
1. 利用者賃金											
2. 利用者工賃											
3. 就労支援事業指導員等給与											
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入											
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用											
6. 法定福利費											
当期労務費											
III 外注加工費											
(うち内部外注加工費)											
当期外注加工費											
IV 経費											
1. 福利厚生費											
2. 旅費交通費											
3. 器具什器費											
4. 消耗品費											
5. 印刷製本費											
6. 水道光熱費											
7. 燃料費											
8. 修繕費											
9. 通信運搬費											
10. 会議費											
11. 損害保険料											
12. 貸借料											
13. 図書・教育費											
14. 租税公課											
15. 減価償却費											
16. 國庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)											
17. 雜費											
当期経費											
当期就労支援事業製造総費用											
期首仕掛品棚卸高											
合 計											
期末仕掛け品棚卸高											
当期就労支援事業製造原価											

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

製造部門の利用者的人件費（賃金・工賃）を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上  
例：農業を行う事業所で繁忙期に追加で雇用される指導員  
！ 指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

(表5) の「当期就労支援事業製造原価」

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表7) 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

(表7) 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合計	A 事業所								
		就労移行支援		就労継続支援 A型		就労継続支援 B型				
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
7. 福利厚生費										
8. 旅費交通費										
9. 器具什器費										
10. 消耗品費										
11. 印刷製本費										
12. 水道光熱費										
13. 燃料費										
14. 修繕費										
15. 通信運搬費										
16. 受注活動費										
17. 会議費										
18. 損害保険料										
19. 貸借料										
20. 図書・教育費										
21. 租税公課										
22. 減価償却費										
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
24. 徴収不能引当金繰入額										
25. 徴収不能額										
26. 雑費										
就労支援事業販管費合計										

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

販売部門の利用者の人件費（賃金・工賃）を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上

例：飲食店を営む事業所での接客を中心とした指導員（店員）など

！ 指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

(表5) の「販売費及び一般管理費」

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表8) 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

(表8) 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

勘定科目	合計	A 事 業 所								
		就労移行支援		就労継続支援（NPO）		就労継続支援（介護職員）				
		小計	○○作業	△△作業	小計	○○作業	△△作業	小計	○○作業	△△作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 受注活動費										
11. 会議費										
12. 損害保険料										
13. 貸借料										
14. 図書・教育費										
15. 租税公課										
16. 減価償却費										
17. 國庫負担金等特別積立金取崩額(控除項目)										
18. 徴収不能引当金繰入額										
19. 徴収不能額										
20. 雑費										
当期経費										
当期就労支援総事業費										
期首仕掛品棚卸高										
合 計										
期末仕掛品棚卸高										
就労支援事業費										

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区別することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略可

利用者的人件費（賃金・工賃）を計上

指定基準で定める人員配置基準を超えて生産活動に専ら従事する職員（報酬・加算で評価される職員を除く）の人件費を計上  
例：農業を行う事業所で繁忙期に追加で雇用される指導員や、飲食店を営む事業所での接客を中心とした指導員（店員）など

！ 指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

- 生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う理由により、製造業務と販売業務にかかる費用を区分することが困難な場合は、（表6）と（表7）に替えて、（表8）を作成すれば足りる。

！ （表8）就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）の勘定科目については、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」もご確認ください。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

(表8) 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

(表8) 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

勘定科目	合計	A 事業 所					
		就労移行支援		就労継続支援 A型		就労継続支援 B型	
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
I 材料費							
1. 期首材料棚卸高							
2. 当期材料仕入高 計							
3. 期末材料棚卸高 当期材料費							
II 労務費							
1. 利用者賃金							
2. 利用者工賃							
3. 就労支援事業指導員等給与							
4. 就労支援事業指導員等賃与引当金繰入							
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用							
6. 法定福利費 当期労務費							
III 外注加工費 (うち内部外注加工費)							
当期外注加工費							
IV 経費							
1. 福利厚生費							
2. 旅費交通費							
3. 器具什器費							
4. 消耗品費							
5. 印刷製本費							
6. 水道光熱費							
7. 燃料費							
8. 修繕費							
9. 通信運搬費							
10. 受注活動費							
11. 会議費							
12. 損害保険料							
13. 貨借料							
14. 図書・教育費							
15. 租税公課							
16. 減価償却費							
17. 國庫負担金等特別積立金取崩額(控除項目)							
18. 徴収不能引当金繰入額							
19. 徴収不能額							
20. 雑費 当期経費 当期就労支援総事業費 期首仕掛品棚卸高 合計 期末仕掛品棚卸高							
就労支援事業費							

(表5) 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

勘定科目	合計	A 事業 所								
		就労移行支援			就労継続支援 A型		就労継続支援 B型			
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
収益	就労支援事業収益									
	就労支援事業活動収益計									
費用	就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業仕入高 合計 期末製品(商品)棚卸高 差引									
	就労支援事業活動費用計									
	就労支援事業活動増減差額									

(表5) の「就労支援事業費」  
なお、(表5) では「当期就労支援  
事業製造原価」を「就労支援事業  
費」と読み替え、「就労支援事業販  
管費」を削除して作成

就労支援事業費

当期就労支援事業仕入高

合計

期末製品(商品)棚卸高

差引

就労支援事業活動費用計

就労支援事業活動増減差額

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」の各様式について

## (別紙3) その他の積立金明細表

(別紙3)

その他の積立金明細表

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

積立金の種類等		合計	A 事業所					
事業所	合計		事業所計	生活介護	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	
工賃変動積立金	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							
施設等整備積立金	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							
	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							
合計	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							

## (別紙4) その他の積立資産明細表

(別紙4)

その他の積立資産明細表

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

積立資産の種類等		合計	A 事業所					
事業所	合計		事業所計	生活介護	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	
工賃変動積立資産	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							
設備等整備積立資産	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							
	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							
合計	前期繰越額							
	当期積立額							
	当期取崩額							
	当期末残高							

- 生産活動により余剰金が生じる場合、全て賃金・工賃として支払うが、工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てる場合に作成する。（積み立てない場合は作成不要）

# 経営改善計画書【就労継続支援A型】

## 【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】（別紙様式2-1）

別紙様式2-1  
【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】

事業所名称	代表者氏名				
事業所所在地					
連絡先	電話番号	FAX番号			
職員数	定員	利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)		
事業所の設置主体	社会福祉法人	民間企業	NPO法人	その他	設立年月日
改善計画期間	年 月 日	～	年 月 日	(1年間とすること)	

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができない理由と具体的な改善策  
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的な改善策)
---------	-----------

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容
---------	------------------

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競争状況、相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性など、どのような資格、経験等を持った者が担当するか等について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額

現在の収入額	円
(主な費目)	
(注) 目標収入額は、「平均利用者数 × 平均労働時間 × 最低賃金額」による額	

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額

現在の経費	円
(主な費目)	
(注) 見込額は、「平均利用日数 × 12か月」以上の額でなければならない。	

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	円
------------	---

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の支払い総賃金額

現在の支払い総賃金額	円
(積算根拠)	

事業所代表者署名欄

！ 新規指定後6ヶ月以上経過、かつ当該会計期間で

生産活動に係る事業の収入

生産活動に係る事業に必要な経費

利用者に支払う賃金の総額

となっている事業所は、指定された期日までに経営改善計画書（（別紙様式2-1）と（別紙様式2-2））を提出する必要がある。

直近に終了した会計期間の実績を記載

経営改善計画期間の見込を記載



# 経営改善計画書【就労継続支援A型】

## 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式2-2）

別紙様式2-2

### 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等

項目	課題	実施期間	具体的な改善策

（注）経営改善を行う項目（例：営業体制の強化、経費削減、販路拡大等）を記載するとともに、課題を記載し、その課題に対応するための実施期間と具体的な改善策をそれぞれ記載する。適宜欄は追加する。

（別紙様式2-1）の未達成理由と具体的改善策に対応した内容を記載

（計画期間中の見込額）													
	〇〇年	〇月	計										
収益	就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計												
費用	就労支援事業販売原価 期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品（商品）棚卸高 就労支援事業販管費 就労支援事業活動費用計												
	就労支援事業活動増減差額 支払い賃金総額												

経営改善計画期間中の見込を記載

（前年度実績）													
	〇〇年	〇月	計										
収益	就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計												
費用	就労支援事業販売原価 期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品（商品）棚卸高 就労支援事業販管費 就労支援事業活動費用計												
	就労支援事業活動増減差額 支払い賃金総額												

前年度（直近に終了した会計期間）の実績を記載

# 経営改善計画書【就労継続支援A型】

## 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式2-2）

別紙様式2-1

### 【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書】

別紙様式2-2

#### 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等

項目	課題	実施期間	具体的な改善策

(注) 経営改善を行う項目(例: 営業体制の強化、経費削減、販路拡大等)を記載するとともに、課題を記載し、その課題に対応するための実施期間と具体的な改善策をそれぞれ記載する。適宜欄は追加する。

#### (計画期間中の見込額)

	〇〇年	〇月	計									
収益	就労支援事業収益											
	就労支援事業活動収益計											
費用	就労支援事業販売原価											
	期首製品(商品)棚卸高											
	当期就労支援事業製造原価											
	当期就労支援事業仕入高											
	期末製品(商品)棚卸高											
	就労支援事業販管費											
	就労支援事業活動費用計											
	就労支援事業活動増減差額											
	支払い賃金総額											

#### (前年度実績)

	〇〇年	〇月	計									
収益	就労支援事業収益											
	就労支援事業活動収益計											
費用	就労支援事業販売原価											
	期首製品(商品)棚卸高											
	当期就労支援事業製造原価											
	当期就労支援事業仕入高											
	期末製品(商品)棚卸高											
	就労支援事業販管費											
	就労支援事業活動費用計											
	就労支援事業活動増減差額											
	支払い賃金総額											

事業所名称	代表者氏名
事業所所在地	
連絡先 電話番号	FAX番号
職員数 定員	利用者数 (うち身体知的 精神 その他)
事業所の設置主体 社会福祉法人 民間企業 NPO法人 その他 設立年月日	
改善計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)	

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができない理由と具体的な改善策  
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)
---------	----------

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容
---------	------------------

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載) 現在の収入額 計画期間を通じて達成するべき目標収入額
円 円
(主な費目) (積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数 × 平均労働時間 × 最低賃金額 × 平均利用日数 × 12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成するべき経費の見込額(1年間の経費を記載) 現在の経費 計画期間を通じて見込まれる経費
円 円
(主な費目) (積算根拠)

5 生産活動に係る事業の収入-生産活動に伴う必要経費

現在の「収入-経費」 計画期間後の「収入-経費」
円 円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額 計画期間後の支払い総賃金額
円 円
(積算根拠) (積算根拠)

事業所代表者署名欄

※「現在」はいずれも、指定基準第192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。  
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

# 主な関係法令等

法令等種類	名称
法律	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）</li><li>・ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）</li></ul>
基準省令	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）</li></ul>
解釈通知	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li></ul>
報酬告示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）</li></ul>
留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li></ul>
就労系留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）</li></ul>
Q & A	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ &amp; A</li></ul>

# 参考資料

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」

(就労継続事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000930507.pdf>

「『就労支援事業の会計処理の基準』に関するQ & Aについて」

(平成19年5月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa34.pdf>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」

(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13319.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13319.html)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

(平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長通知)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13319.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13319.html)

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/1a5d0e228da623954925703600278835>